

公告 イ健第 25-12号

令和7年3月1日

イトーキ健康保険組合

令和7年度 健康保険料率・介護保険料率等について

令和7年2月21日に開催のイトーキ健康保険組合 第125回組合会において、令和7年度の健康保険料率と介護保険料率等につきまして改定は行わず、据え置くものとして承認されました。詳細は、以下のとおりです。

1. 令和7年度 健康保険料率・介護保険料率

	令和7年度	
	被保険者	事業主
健康保険料率	96.00/1000	
	48.0/1000	48.0/1000
介護保険料率	20.5/1000	
	10.25/1000	10.25/1000

※保険料率の負担割合は、被保険者と事業主で折半になります。

(但し、任意継続被保険者の方は全額自己負担。)

※介護保険料…40歳～64歳の方に納めていただきます。

2. 標準報酬月額の上限

任意継続資格を取得される方の保険料計算の基となる標準報酬月額の上限は、

昨年度から変更となり、**440千円**です。

以上